

## 事業譲渡の公告

当組合は、本日、東日本信用漁業協同組合連合会（主たる事務所 千葉県千葉市中央区新宿二丁目三番八号）に対し、信用事業の全部を譲渡いたしましたので、水産業協同組合法第五十四条の二第四項の規定により公告いたします。

なお、同法同条第五項の規定により、本件譲渡に係る当組合の債権の債務者に対し、民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなされますので、併せてお知らせいたします。

令和六年四月一日

宮城県石巻市開成一番二七

宮城県漁業協同組合

代表理事 寺沢 春彦